

(名称)

第1条 本会は、茨城県ケアマネジャー協会 霞ヶ浦南岸合同地区会と称する。(略称 県ケアマネ会南岸合同地区会) 本会は、特定非営利活動法人茨城県ケアマネジャー協会 龍ヶ崎・土浦・つくばブロック会の中の 3市町村合同地区会として発足し、その地域(圏域)の活動も兼ねる。

(目的)

第2条 本会は、一般社団法人日本介護支援専門員協会および特定非営利活動法人茨城県ケアマネジャー協会内の地区組織として、公正・中立なケアマネジメントを推進し、介護支援専門員の能力と社会的地位の向上に努めることで、地域住民および近隣の市町村住民の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員が相互に支えあい、**職能団体としての日本介護支援専門員協会・茨城県ケアマネジャー協会の発展・充実に寄与**する事。
- (2) 阿見町・稲敷市・美浦村の介護保険事業に協力し、近隣市町村を含めて介護保険利用者の利益を守るために**専門職能団体としての意見を発信**する事。
- (3) 介護保険および保健・医療・福祉に係る諸事業所・団体・機関と**連携を密にして相互発展に寄与**する事。
- (4) 阿見町・稲敷市・美浦村をはじめとする関連市町村の**地域包括ケアシステムの啓蒙・普及および実現**に関する事。
- (5) 介護支援業務の研修・専門研修や主任研修等の事例報告への取り組みへの支援、疑問点を一緒に解決し、**良い研修を受けるための心構え、準備**に関する事。
- (6) 介護支援業務に関する情報の交換に関する事。
- (7) その他必要と認める事項に関する事。

(会員)

第4条 本会の会員は次の各号に掲げるものとする。活動を希望する会員の名簿連絡網を作成し、交流会等はオープンに企画することができて無理のないつながりを大事にする

- (1) **正会員** 一般社団法人日本介護支援専門員協会および特定非営利活動法人茨城県ケアマネジャー協会の会員であり、阿見町・稲敷市・美浦村勤務又は、この地区を営業範囲としており、または住所を有する者。
- (2) **賛助会員** 前号のほか、本会の目的に賛同する一般社団法人日本介護支援専門員協会および特定非営利活動法人茨城県ケアマネジャー協会会員、

(会員以外の活動参加者)

- (1) 活動地域の**地域包括支援センターの主任介護支援専門員と連携する**
(可能な限り日本協会への参画をお願いしていくこととする)
- (2) 研修参加者 一般社団法人日本介護支援専門員協会および特定非営利活動法人茨城県ケアマネジャー協会の会員でない者であってもこの会の企画・主催する研修会に空席があれば、参加費を支払って参加することができる。会員は原則として資料費のみでの参加とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。 代表世話人1名 副代表世話人2名 世話人3名 監事2名

(役員を選出及び任期)

第6条 前条の役員は、会員の互選により選出し、任期は2年とする。

(役員職務)

第7条 世話人代表は、会務を総理し本会を代表する。

- 2 副世話人は、世話人代表を補佐し、世話人代表に支障のある時にはその職務を代理する。
- 3 世話人は協力して会の活動を広報し、連絡調整し、運営を助ける職務に関わる。
- 4 監事は、事業の適正と収入支出の状況を監査し 年1回 事業報告と会計報告を作成し、茨城県ケアマネジャー協会へ報告する。

(会議)

第8条 本会の運営は総会において検討決定される。運営に関わる会議は総会および世話人会とし、総会は年1回、世話人会は必要に応じ開催する。

- 2 会議は、世話人代表が招集し、議長となる。
- 3 総会は会員の2分の1、世話人会は役員2分の1以上の出席で開催する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議決事項)

第9条 次の各号に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び歳入歳出計画
- (3) 事業報告及び歳入歳出決算
- (4) その他重要な事項

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は世話人会の総意を経て世話人代表が委嘱する。

(会費)

第11条 本会の経費は地域の地域包括支援センターの継続的包括的ケアマネジメントの推進事業予算や研修会の会員外の参加費、その他の支援をもって充てる。

- 2 本会の会費は当面の間は徴収せず 世話人の意思に基づくボランティア・自己研鑽活動として市町村の地域包括支援センターの理解と連携の基で活動をする。
- 3 その他の会の事業運営上の収入として想定されるもの
 - (1) 上位団体（茨城県ケアマネジャー協会）からの運営支援金・講師派遣の協力・地域実践研修との連携等の運営費用収入 等
 - (2) 他、都度徴収による資料代・非会員参加費 等

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本会の事務局は 担当の県ケアマネジャー会の理事の下に置く。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は別に定める。

付則1 この会則は平成28年1月17日から施行する。

- 2 第12条の規定にかかわらず、最初の事業年度には、この会則の施行の日に始まるものとする。